

## さいたま市宮桜木駐車場用地活用事業者選定委員会傍聴要領

### 1. 会議の傍聴

さいたま市宮桜木駐車場用地活用事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴は、委員会が公開の事項に関する審議等を行う場合に限り、どなたでも希望することが出来ます。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を認めないものとします。

- (1) 危険物、プラカード、ビラ、拡声器その他会場内に持ち込むことが適当でないものを所持する者。
- (2) はちまき、たすきその他これに類するものを着用している者。
- (3) 酒気を帯びている者。
- (4) 委員長が会議の運営に支障があると認める者。

### 2. 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴の定員及び手続き等は、さいたま市のホームページ等により事前にお知らせします。
- (2) 傍聴の申し込みの受付は、ホームページ等の公開後とし先着順で行い、定員になり次第終了します。
- (3) 傍聴を希望する者は、会議名、氏名及び連絡先（電話番号又はFAX番号等）を、会議開催の前日（閉庁日を除く。）の午前11時までに、事務局の窓口、電話、FAX又は電子メールあてに申し込みください。
- (4) 傍聴者は、受付名簿に氏名及び住所等を御記入ください。
- (5) 報道関係者は、取材等のため会議の傍聴を希望するときは、あらかじめ事務局に申し込みください。
- (6) 傍聴者及び報道関係者は、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (7) 傍聴者及び報道関係者には、傍聴券及び会議資料をお配りします。

### 3. 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が4の規定に違反したときは注意し、なおこれに従わないときは退室していただく場合があります。

### 4. 傍聴に当たっての遵守事項

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなど議事の妨害をしないこと。
- (3) 会場において食事又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、報道関係者による会議の写真撮影等は認めます。
- (5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

### 5. 傍聴者等の退室

傍聴者等は、委員会が非公開と決定した事項に関する審議等を行なおうとする場合には、速やかに退室していただきます。